

田村市ご当地グルメプロジェクト
会則

平成27年TGGP第1号

平成27年3月30日制定

(名称)

第1条 本会は、「田村市ご当地グルメプロジェクト」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は田村市内に置く。連絡先は別途代表が決める。

(目的)

第3条 本会は、田村市で産出された農産物を最大限に盛り込んだメニューを市内の生産者、直売所、飲食店等が協力して開発、販売、広報することにより、農産物の消費拡大、飲食店の売り上げ増加、田村市における食文化の発展・継承、ひいては田村市の活性化を目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため以下の活動を行う。

- 一 メニュー・商品の開発、販売、広報に関する活動
- 二 地域イベントでのPR活動
- 三 情報の発信
- 四 田村市産農産品に関する情報収集および会員への提供
- 五 その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条の目的に賛同する団体及び個人とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会員申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- 一 初年度 10,000円
- 二 2年目以降は、別途総会で定めた会費

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するとき、退会したものとみなす。

- 一 会員が死亡したとき
- 二 団体が解散したとき
- 三 別途定める期限までに会費が納入されないとき

(役員)

第9条 本プロジェクトは、次の役員を置く。

- 一 代表 1名
 - 二 副代表 4名
 - 三 会計 1名
 - 四 監査 2名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

第10条 代表は本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるとき、または欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の業務および財産の状況を監査する。
- 4 監査は、会の会計管理を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- 二 本会の利益に著しく反する行為が認められたとき

(会議)

第12条 会議は、総会および役員会とする。議長は、会長もしくは会長が指名する会員が務める。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、年に1回以上開催するものとする。ただし必要があるときは臨時に開催することができるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - 一 会則の変更
 - 二 予算および決算に関すること
 - 三 役員を選任又は解任
 - 四 解散
 - 五 その他団体の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、会員は事前に議決を他の会員に委任することで出席とみなすことができる。

(議事録)

第14条 総会については、議事録を作成する。

(役員会)

第15条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、必要に応じ開催し、次の事項を決定する。

- 一 本会の活動に関すること
 - 二 総会に付議すべきこと
 - 三 その他、代表が必要と認めたこと
- 3 役員会の決定は、役員の大過半数によるものとする。

(事業年度)

第16条 本団体の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本団体の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置く。
- 3 事務局長は、代表が指名し事務を掌理する。

(委任)

第18条 この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

平成28年3月22日 第17条2. 3を追記